

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

中国（岡山）国民年金 事案 1466

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月及び6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月
② 平成6年3月

申立期間①及び②当時、私は学生であったので、私の代わりに父親が、勤務していたA社の支店で、きちんと私の国民年金保険料を納付してくれていた。

しかし、年金記録では、申立期間①及び②が未納になっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は二つあるが、いずれも1か月と短期間であり、これらの期間を除き、申立人の国民年金加入期間の国民年金保険料は全て納付されている。

また、申立人は、平成5年4月にB市からC市に転出しているものの、B市の申立人に係る国民年金被保険者名簿に同年同月の国民年金保険料納付記録があることなどから、B市では、申立人の平成5年度分の国民年金保険料の納付書を既に発行済みであったとみられ、申立人が主張するように、申立人の父親が、同人が勤務するA社の支店で、申立期間の保険料を納付することは可能であったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金被保険者資格取得の時期は、平成4年12月頃であると推認されるところ、申立人の同年6月から同年11月までの国民年金保険料は同年12月に一括納付され、同年12月以降の保険料は、納期限内に定期的に納付されている状況がみられることから、申立人の父親の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

中国（山口）厚生年金 事案 2915

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月31日は5万円、同年12月25日は8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月31日
② 平成18年12月25日

私がA社に勤務していた時の平成18年7月及び同年12月の賞与の記録が、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳、給与明細書及び平成18年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人は、申立期間①及び②について、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の諸資料により確認又は推認できる賞与額から、申立期間①は5万円、申立期間②は8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に行ったこと、及び当

該賞与に係る保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 2916

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和46年6月1日に同社本社から同社C事業所に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 2917

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和46年6月1日に同社本社から同社C事業所に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）国民年金 事案 1467

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年4月から56年3月まで

私は、昭和59年9月頃に、昭和51年度から59年度までの9年間分の国民年金保険料を一括して納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得ができないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和58年7月頃にA市で払い出されたものと推認でき、同時期に行われた加入手続において、申立人は学生でなくなった51年4月に遡って国民年金被保険者資格を取得したと考えられるところ、当該加入手続時点で、申立期間の国民年金保険料は、納付に係る2年の時効により、既に納付することができない。

また、申立人は、「昭和59年9月頃に、昭和51年度から59年度までの9年間分の国民年金保険料を一括して納付した。保険料を納付したのは、その一度限りである。」と主張しているところ、A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人は、昭和58年4月から59年3月までの保険料を58年10月21日に一括して納付し、59年4月から同年6月までの保険料を同年7月13日に、同年7月から同年9月までの保険料を同年10月24日に、同年10月から同年12月までの保険料を60年2月12日に、同年1月から同年3月までの保険料を同年3月22日に、それぞれ納付した記録となっており、申立人の主張と大きく相違している上、申立人の保険料の納付場所及び納付時期に関する記憶は明確でなく、記憶する納付金額は、昭和51年度から59年度までの9年間の保険料総額と異なっている。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によ

る氏名検索を行っても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（広島）国民年金 事案 1468

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年3月から59年3月まで

私の父親が申立期間の国民年金保険料をA市の集金人を通じて納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和59年10月頃にA市で払い出されたものと推認でき、同時期に行われた加入手続において、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失した54年3月に遡って国民年金被保険者資格を取得したと考えられるところ、申立期間のうち同年3月から57年6月までの期間は、当該加入手続時点で国民年金保険料の納付に係る2年の時効により、既に保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親がA市の集金人を通じて保険料を納付していたとしているところ、同市は、「当該集金人は、昭和57年3月から保険料の集金業務を担当していたが、それ以前は担当していない。」と回答している上、当該集金人及び申立人の父親は既に亡くなっていることから、申立期間当時の保険料の納付状況を確認することができない。

さらに、申立人は、昭和35年1月から現在まで住所の異動はないことから、A市が申立人に複数の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難い上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録による氏名検索を行っても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿（CSVデータ）による

と、申立期間は未納と記録されており、この記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2914

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月1日から35年10月1日まで
私は、申立期間においてA社のB所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の勤務実態に関する供述及び申立人が所持している写真から、勤務期間は特定できないものの、申立人が、A社B所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、「申立人に関する人事記録等の関連資料が無いため、申立人が勤務していたかどうか分からない。」と回答している。

また、申立期間当時のA社B所の所長は既に死亡しており、申立人は同僚の名前を記憶していない上、A社において厚生年金保険の加入記録がある者9人に照会したところ、申立期間当時、A社B所に勤務していたとする1人から回答があったが、同人は、「申立人については覚えていない。B所における厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務状況及び保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 2918（広島厚生年金事案 1359 及び 2430 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年頃から30年頃まで
② 昭和37年1月11日から38年12月30日まで
当初の申立て及び前回の申立てにおいて、いずれも私の主張は認められなかったが、A社については、勤務期間が間違っていたことに気付いたので、申立期間①について期間を変更して再申立てする。また、B社については、新たに同僚の連絡先が分かったので、申立期間②について再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る当初の申立て（昭和30年5月から31年6月1日まで）については、i) A社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらないこと、ii) 事業主の姓が同じで、事業所名が類似するC社は、申立人が供述する場所にあったことは確認できるが、昭和25年8月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、iii) 申立人が記憶する同僚二人の連絡先等は判明せず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができないことなど、また、申立期間②に係る当初の申立てについては、i) B社は当初の申立て時において既に適用事業所ではなく、同僚に対する調査によっても、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかったこと、ii) 同社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間②において申立人の名前は確認できず、健康保険番号に欠番も無いこと、iii) 申立期間②の一部について、同社とは別の3事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できることなどから、既に年金記録確認広島地方第三者委員会（当時。以下「広島委員会」という。）の決定に基づき、平成22年7月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、前回の申立てにおいて、申立人は、申立期間②当時の同僚として新たに3人の名前を挙げているところ、i) これら同僚3人を含む同僚7人に対する調査を行ったものの、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかったこと、ii) 申立人から申立期間②に係る新たな資料は提出されておらず、当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことなどから、広島委員会の決定に基づき、平成24年2月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回の再申立てに当たり、申立期間①について、申立人は、A社における勤務期間に思い違いがあったとして、当初の申立期間を変更して再申立てを行っているところ、A社及びC社については、期間の変更によっても、両事業所ともに厚生年金保険の適用事業所でないことに変わりはなく、同僚の連絡先等も判明しないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立期間②について、申立人は、新たに同僚の連絡先（電話番号）が判明したとして再申立てを行っているところ、当該電話番号は、現在、他人宅の電話番号となっていることから、当該同僚に対する調査はできない。

このほか、申立人から新たな資料は提出されておらず、広島委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 2919

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月頃から 29 年 8 月頃まで
② 平成 9 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
③ 平成 11 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、申立期間①において、「A」、あるいは「B」の名称がついた事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

また、申立期間②及び③の標準報酬月額は、C社から支給された給与月額よりも低額となっているので、給与月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、適用事業所検索システムにより検索したところ、「A」を名称に含む事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は無く、商業登記簿によってもその存在を確認することができない上、「B」を名称に含む事業所についても、同システムにより検索したが、申立人が記憶する事業所の所在地及び事業内容に該当する事業所は見当たらなかった。

また、申立人は、事業主及び同僚に関する記憶が無いことから、申立期間①における申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人は、「見習として雇われ、辞めるまで給与を貰うことはできなかった。」と供述していることから、申立期間①において厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②及び③について、C社が保管する申立人に係る源泉徴収簿から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う当該期間の標準報酬月額については、いずれも社会保険事務所（当時）の記録で確認できる標準報酬月額よりも高いことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、申立期間②及び③の標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な点は認められない。

申立人は、C社の代表者の妻であり、かつ、同社の取締役である上、同社において、現金出納等の経理事務及び社会保険関係事務を担当しており、社会保険料の納付については、納入告知書記載の金額を確認し、納付していたと供述していることから、当該社会保険事務に関与していたと認められる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定されている「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間②及び③については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2920

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から33年5月1日まで

私は、昭和30年4月から61年2月までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。当時の給与明細書が残っているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された支給年及び事業所名が不明な34か月分の給与明細書について、申立てに係る事業所の代表取締役は、「給与明細書に記入されている筆跡は、当時、事業主であった父の筆跡に間違いない。」と回答していることから、当該給与明細書は、当該事業所が発行したものであると考えられる。

しかしながら、上記給与明細書について検証したところ、15か月分の給与明細書については、厚生年金保険料控除額及び健康保険料控除額から標準報酬月額が1万6,000円又は2万4,000円であると推認できるが、申立人の申立期間直後の厚生年金保険被保険者期間における標準報酬月額が1万4,000円であること、及び申立人が、「A社に入社した頃の給与額は、B社退職時と比べて少し上がったくらいである。また、A社では、退職するまで給与額が下がったことはない。」と供述していることを踏まえると、申立期間より後の期間の給与明細書であると考えられる。

また、12か月分の給与明細書については、厚生年金保険料控除額及び健康保険料控除額から標準報酬月額を推認することはできないものの、標準報酬月額1万6,000円と推認できる給与明細書における基本給より高い基本給であることが確認できることから、申立期間より後の期間の給与明細書であると考えられる。

さらに、残る7か月分の給与明細書については、厚生年金保険料控除額及び

健康保険料控除額から標準報酬月額が1万4,000円であると推認でき、昭和35年3月以前の給与明細書であると考えられるが、申立期間における給与明細書が含まれているかは確認できない。

加えて、適用事業所名簿及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和33年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、申立人は、同日付けで当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、これらの記録はオンライン記録と一致している。

そのほか、申立人の雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間において雇用保険の記録が無いことが確認できる上、上記代表取締役は、「会社は既に廃業しており、当時の書類は残っていない。」と回答しており、同僚からの供述によっても、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 2921

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月27日から25年2月1日まで
私は、昭和24年10月にA社に入社し船員として勤務していたにもかかわらず、船員保険の記録が25年2月からとなっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人の人事基本情報により、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社から提出された船員保険被保険者資格取得届により、同社が申立人の船員保険の資格取得日を昭和25年2月1日として届け出ていることが確認でき、この記録は、申立人に係る船員保険被保険者台帳の記録及びオンライン記録と一致している。

また、A社は、「申立人に係る申立期間当時の資料は、上記資格取得届しか残っておらず、当時の船員保険の取扱いについては不明である。」と回答している上、申立人が記憶する同僚2人を含む4人の同僚に照会したが、申立人が申立期間において船員保険料を給与から控除されていたことを裏付ける具体的な回答を得ることはできなかった。

さらに、申立人から提出された封筒には、「A社B工場」、「11月分」及び「支給額*円」と記載されており、当該封筒は、昭和24年11月分に係る給与の封筒である可能性がうかがえるが、船員保険料が控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立人は、船員手帳を既に廃棄したとしており、申立期間に船員保険に加入していたことを確認できる資料を所持しておらず、ほかに申立人が

申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 2922

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月20日から44年頃まで

私は、A社B支店を退職する際、「勤務期間は5年あるが、養成期間3か月を除いた期間が厚生年金保険の加入期間である。」と言われたことを覚えている。所持している厚生年金保険被保険者証に記載されている資格取得日が、昭和39年3月6日となっていることからすると、44年頃まで同社に勤務したはずであるが、厚生年金保険の記録が40年12月20日までしかないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「昭和57年以前の退職者の情報は保有していない。」と回答している上、申立人は、同僚への調査を希望していないことから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和43年6月1日から44年9月2日までの期間において、C社の厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる上、申立人は、「A社B支店では、正社員ではないが、昼間8時間勤務していた。」「C社では、正社員として昼間勤務していた。」と供述していることから、両社における申立人の勤務時期及び勤務時間帯が重なることとなり、申立人の供述内容には不自然な点がみられる。

さらに、A社B支店における申立人の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、被保険者資格を昭和39年3月6日に取得し、40年12月20日に喪失した記録となっており、当該記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに

保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。